

プロジェクトとっかり運営規約

第 1 条（会の目的）

日本に生息しているゼニガタアザラシは、観光客に人気である一方で、漁業にとっては害獣である。プロジェクトとっかりは、アザラシとの共存を地元から考えるための「場」をつくることを目的とする。

第 2 条（名称）

この会の名称を以下のとおりにする。

プロジェクトとっかり

第 3 条（事務局所在地及び団体所在地）

この会の事務局を以下に置く。

〒770-0804

徳島県徳島市中吉野町一丁目 69-9

団体の所在地は事務局所在地と同じである。

第 4 条（会員）

本会の目的に賛同し、協力の意思があることを参加条件とする。

第 5 条（役員）

この会に以下の役員を置く。

代表 1 名

会計 1 名

その他必要に応じ、会員の同意のもと置くことができる。

第 6 条（役員の任期）

役員の任期は、会の目的が達成されるまでとする。

第 7 条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

第 8 条（運営）

重要事項は会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。

各地で開催されるイベントに参加し、ゼニガタアザラシの現状を PR する。

第 9 条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 代表 藤井啓
会計 岡地幸子（旧姓 齋藤幸子）
会計補佐 永井 裕記
2. この規約は 2013 年（平成 25 年）3 月 19 日から適用する。
3. 2015 年（平成 27 年）10 月 9 日に第 3 条の住所および附則第 1 項の代表住所が修正された。また、会計補佐が追記された。
4. 2023 年（令和 4 年）10 月 1 日に附則第 1 項の会計住所が修正された。
5. 2023 年（令和 5 年）10 月 1 日に第 8 条からワークショップ開催に係る記載が削除された。